

答 申 第 3 3 1 号
令 和 4 年 8 月 2 3 日

岐阜市長 柴 橋 正 直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 濱 口 弘 太 郎



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定により、令和4年8月23日付け岐阜市福障第582号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

岐阜市では、平成30年3月に「第4次岐阜市障害者計画」を、令和3年3月に「第6期岐阜市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが自立してともに暮らせるよう、障がい者施策の推進に取り組んでいるところである。

これらの計画が令和5年度をもって計画期間満了となることから、次期の岐阜市障害者計画及び岐阜市障害福祉計画・岐阜市障害児福祉計画を策定する際の基礎資料とするため、障がいのある人の日常生活及び社会生活の実態並びに福祉サービス等に対する意向についてアンケート調査を実施する。

については、調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、条例第10条第2項第5号の規定により、福祉事務所障がい福祉課（以下「障がい福祉課」という。）及び保健所地域保健課（以下「地域保健課」という。）が保有する個人情報を利用目的以外の目的のために利用する。

2 利用目的以外の目的のために利用する個人情報

個人情報ファイルを保有する課	個人情報ファイル名	利用目的以外の目的で利用する個人情報
障がい福祉課	身体障害者手帳交付台帳	氏名、住所（送付先情報を含む。）及び郵便番号
	療育手帳受給者台帳	
	介護給付費等支給台帳	
地域保健課	精神障害者手帳交付台帳	
	特定疾患認定患者台帳	

3 意見

適当なものと認める。